

# かわしん定期預金＜単利型＞ 商品概要説明書

2020年4月20日現在

項 目	内 容
1. 商品名	・自由金利型定期預金（M型）＜単利型＞ 愛称「定期預金」
2. 販売対象	・法人および個人
3. 期 間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定型方式 1か月、3か月、6か月、1年、2年、3年、4年、5年</li> <li>・満期日指定方式 1か月超5年未満</li> <li>・定型方式の場合は自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱い。</li> </ul>
4. 預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一括預入</li> <li>・1,000円以上</li> <li>・1円単位</li> </ul>
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払戻します。
6. 利 息 (1) 適用金利  (2) 利払方法  (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・固定金利</li> <li>・預入時の店頭表示の利率を約定金利として満期日まで適用します。</li> <li>・自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。</li> <li>・預入期間2年未満のものは満期日以後に一括して支払います。</li> <li>・預入期間2年以上のものは、中間利払日（預入日から満期日の1年前の応答日までの間に到来する預入日の1年毎の応答日）以後および満期日以後に分割して支払います。</li> <li>・なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率×70%。小数点第3位以下切捨て）により計算します。</li> <li>・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算</li> </ul>
7. 税 金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人の利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります（ただし、マル優を利用の場合は除きます）。</li> <li>※2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が課され、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の源泉分離課税が適用されます。</li> <li>・法人は総合課税になります。</li> </ul>
8. 手数料	—
9. 付加できる特約 条項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人の自動継続扱いのものは、総合口座の担保とすることができます（貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.50%を上乗せした利率）。</li> <li>・預入期間2年のものは中間払利息を定期預金とすることができます。</li> <li>・個人の場合はマル優の取扱いができます。</li> </ul>
10. 中途解約時の 取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第3位以下切捨て）により計算した利息とともに払戻します。

	<p>(1) 1か月もの、3か月もの、6か月もの、1年もの、2年もの定型方式および1か月超3年未満の満期日指定方式</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・預入期間が6か月未満の場合 → 解約日における普通預金利率</li> <li>・預入期間が6か月以上1年未満の場合 → 約定利率×50%</li> <li>・預入期間が1年以上3年未満の場合 → 約定利率×70%</li> </ul> <p>(2) 3年もの定型方式および3年超4年未満の満期日指定方式</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・預入期間が6か月未満の場合 → 解約日における普通預金利率</li> <li>・預入期間が6か月以上1年未満の場合 → 約定利率×40%</li> <li>・預入期間が1年以上1年6か月未満の場合 → 約定利率×50%</li> <li>・預入期間が1年6か月以上2年未満の場合 → 約定利率×60%</li> <li>・預入期間が2年以上2年6か月未満の場合 → 約定利率×70%</li> <li>・預入期間が2年6か月以上4年未満の場合 → 約定利率×90%</li> </ul> <p>(3) 4年もの定型方式および4年超5年未満の満期日指定方式</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・預入期間が6か月未満の場合 → 解約日における普通預金利率</li> <li>・預入期間が6か月以上1年未満の場合 → 約定利率40%</li> <li>・預入期間が1年以上1年6か月未満の場合 → 約定利率50%</li> <li>・預入期間が1年6か月以上2年未満の場合 → 約定利率60%</li> <li>・預入期間が2年以上2年6か月未満の場合 → 約定利率70%</li> <li>・預入期間が2年6か月以上3年未満の場合 → 約定利率80%</li> <li>・預入期間が3年以上5年未満の場合 → 約定利率90%</li> </ul> <p>(4) 5年もの定型方式</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・預入期間が6か月未満の場合 → 解約日における普通預金利率</li> <li>・預入期間が6か月以上1年未満の場合 → 約定利率30%</li> <li>・預入期間が1年以上1年6か月未満の場合 → 約定利率40%</li> <li>・預入期間が1年6か月以上2年未満の場合 → 約定利率50%</li> <li>・預入期間が2年以上2年6か月未満の場合 → 約定利率60%</li> <li>・預入期間が2年6か月以上3年未満の場合 → 約定利率70%</li> <li>・預入期間が3年以上4年未満の場合 → 約定利率80%</li> <li>・預入期間が4年以上5年未満の場合 → 約定利率90%</li> </ul> <p>※いずれの場合も、解約日における普通預金利率を下回らないものとします。</p>
11. 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。</li> </ul>
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または経営企画部法務課(9時～17時、電話:0120-89-2471)にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 愛知県弁護士会紛争解決センター(電話:052-203-1777)  愛知県弁護士会西三河支部紛争解決センター(電話:0564-54-9449)  東京弁護士会(電話:03-3581-0031)  第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)  第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)</p> <p>以上の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記経営企画部法務課または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまから、上記の各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能であり、東京都および愛知県以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。なお、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)をご利用の際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地</p>

	<p>域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）— もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫経営企画部法務課もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>
<p>13. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。</li> <li>・ 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して、1,000万円までとその利息が保護されます）。</li> </ul>

## 豊川信用金庫